

# 労働者50人未満の事業場も 歯科健康診断結果報告が 必要になります

令和4年10月1日施行

歯に有害な酸等を扱う業務に従事する労働者に対しては、安衛則第48条に基づき、6か月以内に1回、定期的に、**歯科健康診断**を実施することとなっています(詳細は以下を参照ください)。

現在、常時50人以上の労働者を使用する事業場に対し、所轄監督署へ、その結果を「定期健康診断結果報告書(様式第6号)」により報告することが義務付けられています。令和4年10月1日以降、歯科健康診断結果については、事業場の規模にかかわらず、所轄監督署への報告が義務づけられます。報告様式も改正されます(様式は裏面を参照ください)。

## 労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断(労働安全衛生法第66条第3項)

### ◆対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務(対象業務※)に常時従事する労働者(労働安全衛生法施行令第22条第3項、安衛則第48条)

※例)メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

### ◆実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務についた後、6ヶ月以内ごとに1回(安衛則第48条)

### ◆歯科医師による健康診断実施後に事業者が取り組むこと

1. 健康診断結果の記録…個人票作成と5年間保存(安衛法第66条の3)
2. 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取…所見のある労働者に対する必要な措置について、歯科医師の意見を聴取(安衛法第66条の4)
3. 健康診断実施後の措置…歯科医師の意見聴取を勘案した必要な措置(安衛法第66条の5)
4. 健康診断結果の労働者への通知…健診結果を労働者に通知(安衛法第66条の6)
5. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告(安衛法第100条)



